

農山漁村地域整備計画

計画の名称

宮城県治山整備計画

計画策定主体

宮城県

対象市町村

石巻市、気仙沼市、栗原市、大崎市、白石市、女川町、川崎町、丸森町、南三陸町(9市町)

計画の期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

計画の目標

県土の57%を占める森林は、県土保全機能、生物多様性保全機能などの県民が安全で安心できる生活や文化を営む上で欠かせない公益的機能を有している。しかし、近年、局地豪雨等による山地災害が発生しやすい気象条件にあることや、岩手・宮城内陸地震(平成20年6月14日)、東日本大震災(平成23年3月11日)に続き、令和元年10月には令和元年東日本台風による被害が発生し、山地災害の拡大抑止に向けて、森林の公益的機能を高度に発揮させる取組が重要となっている。そこで、当該計画に沿って、山地災害を防止する治山施設の整備を進めることにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を確保し、「県民が安心して暮らせる県土づくり」を図る。

定量的指標

(治山事業)
山地災害防止機能が確保された集落数の増加(569集落→576集落)

対象事業

別紙のとおり